

石綿事前調査に関するアンケートの送付について

解体・改修工事を行う際には、その規模の大小にかかわらず工事前に解体・改修作業に係る部分の全ての材料について、石綿含有の有無の事前調査（以下、「石綿事前調査」と言う。）を行う必要があり、令和4年4月1日から石綿事前調査の結果報告（一定規模以上の工事に限る）が義務化されています。

2030年（令和12年）頃に石綿使用建築物の解体棟数がピークを向かえることから、各事業場における建築物又は工作物の解体・改修工事の実施状況及び石綿事前調査の実施状況を確認することを目的としています。

つきましては、当署 安全衛生課より「石綿事前調査に関するアンケート」と題する文書が届いた際には、同書をご確認の上、下記のいずれかの方法によりご回答いただきますよう、お願い申し上げます。

アンケートフォームによる回答、メールによる報告にあたりましては、下記リンクをご活用ください。

1 アンケートフォームにより回答する場合 **(推奨)**

（URL）下記URLをクリックしてください。

[石綿事前調査に関するアンケート - フォームに記入する](#)

（QRコード）下記QRコードを読み込んでください。



2 メールにより回答する場合

下記リンクをクリックしてください。

[mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject=\(石綿アンケート\)
〇〇（〇〇には事業場名を入力してください）](mailto:warou-anei@mhlw.go.jp?subject=(石綿アンケート)〇〇(〇〇には事業場名を入力してください))

3 郵送による回答する場合

送付文書「石綿事前調査に関するアンケートについて」をご参照ください。

和歌山労働基準監督署
安 全 衛 生 課